

大阪府・市町村分権協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、府と府内の市町村との連携の下、府から市町村への分権に関する共同検討及び市町村への分権に資する諸事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、大阪府・市町村分権協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、大阪府、大阪府市長会及び大阪府町村長会（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 権限移譲等、府から市町村への分権を推進するための方策の検討
- (2) 市町村に対する地方分権に関する啓発活動
- (3) 地方分権に関する調査研究
- (4) その他協議会の目的に資すること

(組織)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 大阪府総務部市町村課長の職にある者
- (2) 大阪府市長会の推薦する者
- (3) 大阪府町村長会の推薦する者

(座長)

第6条 協議会に、座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、協議会を代表する。

(協議会の招集)

第7条 協議会の会議は、座長が招集する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めがあるものを除くほか、協議会の運営に必要な事項については、構成団体が協議の上これを定める。

附 則

1 この規約は平成8年5月27日から施行する。

附 則

1 この規約は平成16年10月28日から施行する。

附 則

1 この規約は平成21年5月22日から施行する。

附 則

1 この規約は平成22年3月26日から施行する。